

【資料 2 -a】

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
相模川の減災に係る取組方針
(案)

平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日

京浜河川災害情報協議会

相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、
神奈川県、横浜地方気象台、京浜河川事務所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

京浜河川災害情報協議会では、この答申を踏まえ、相模川下流部（直轄管理区間：河口から 6.6km）において、新たに「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の 5 市町（平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町）と神奈川県、横浜地方気象台、京浜河川事務所で構成される「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」（以下「本専門部会」という。）を平成 28 年 5 月 24 日に設立し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

相模川下流部の沿川地域は、起伏が小さく平坦な低地であるため、一度氾濫が起これば拡散し、沿川の広範囲で浸水が生じる。また、神川橋上流の県区間において氾濫した場合においても、その下流地域の自治体にまで洪水が到達する。このような氾濫形態から、市街地や、電子製品や自動車の生産工場等、人口・商業・産業が集積する広範囲の地域で浸水が想定され、人的被害や社会経済への影響、避難所の不足等が懸念される。

これまでも、出水によって度々被害を受けており、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風による洪水では、相模原市と厚木市の間に架かる昭和橋の上流 200m 付近の堤防が決壊し、甚大な被害が生じた。また、昭和 57 年 8 月の台風 10 号による出水により、平塚市馬入地先で、内水氾濫と本川からの溢水により浸水被害が発生したところである

また、今般公表された、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨における洪水より、浸水面積が広く浸水深が深く浸水継続時間は長くなることから、甚大な被害になることが想定される。

本専門部会では、こうした相模川下流部の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成 32 年度までに、隣接した自治体間が連携した広域避難等を考慮した円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「相模川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、相模川下流部で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標として定め、平成 32 年度を目処に各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、主に以下の取り組みを行うものとする。

■ハード対策：

- ・洪水を河川内で安全に流す対策
- ・危機管理型ハード対策
- ・避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

■ソフト対策：

- ・逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - ▶情報伝達、避難計画等に関する取組
 - ▶防災教育や防災知識の普及
- ・氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - ▶水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
 - ▶排水活動及び施設運用の強化に関する取組

なお、本専門部会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

2. 本専門部会の構成員

本専門部会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
平塚市	市長
藤沢市	市長
茅ヶ崎市	市長
寒川町	町長
大磯町	町長
神奈川県 安全防災局 安全防災部	災害対策課長
〃 県土整備局 河川下水道部	河川課長
気象庁	横浜地方気象台長
国土交通省関東地方整備局	京浜河川事務所長

※藤沢市、大磯町においては、想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域（平成28年5月公表）にその一部が含まれたため新たに対象市町として追加された。

3. 相模川下流部の概要と主な課題

(1) 相模川下流部の流域の概要と氾濫特性

相模川流域は、中流部から下流部にかけて市街地が広がり人口や資産が集中するとともに、下流部には、JR 東海道線、国道一号線、さがみ縦貫道など首都圏と東海地方を結ぶ鉄道・道路の主要幹線網が整備されている。また、世界的なシェアを誇る企業や社会的影響が大きい製品を製造する多数の企業・工場が立地されている。このように、相模川下流部は住居や商業・産業が集積し、今後も発展が見込まれる地域であり、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず関東地方や東海地方を含めた広範囲の地域における社会経済への影響が懸念される。

相模川下流部の沿川地域は、起伏が小さく平坦な低地であるため、一度氾濫が起これば拡散し、広範囲かつ長期間の浸水被害が想定される。

(2) 相模川下流部における過去の洪水による被害状況

○昭和 22 年 9 月洪水

昭和 22 年 9 月カスリーン台風による洪水では、相模原市と厚木市の間に架かる昭和橋の上流 200m 付近の堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。

○昭和 57 年 8 月, 9 月洪水

昭和 57 年 8 月の台風 10 号による出水では、神川橋で既往最高水位を記録し、平塚市馬入地先で、内水氾濫と本川からの溢水により 37 戸が浸水、須賀地先では本川の溢水により 15 戸が浸水した。また、9 月の台風 18 号による出水でも平塚市の久領堤で 3 戸が浸水した。さらに、8 月、9 月の出水では、沿岸部において高潮による被害が発生した。

○平成 19 年 9 月洪水

平成 19 年 9 月の台風 9 号による出水では、神川橋水位観測所で観測を始めて 2 番目に高い水位を記録し、平塚市など約 2 万世帯に避難勧告が発令された。

（３）相模川下流部の現状と課題

過去の出水による被害を受け、相模川においては、これまでに平成 19 年 11 月に河川整備の基本となる「相模川水系河川整備基本方針」を策定し、浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業が推進されてきたところである。

相模川下流部は、河川沿いに低地が広がっているため洪水が拡散しやすい地形となっており、水防法の改正に伴う想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域は、計画規模の洪水による洪水浸水想定区域に比べて、氾濫域が広がり、浸水深が深くなり、長時間における浸水となることから、一層、甚大な被害になることが想定される。

こうした治水事業の現状と氾濫特性等を踏まえた相模川下流部での主な課題は、以下のとおりである。

- 必要な堤防の高さ及び幅が不足し、流下能力が不足する箇所がある。
- 相模川下流部では、想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域は、計画規模の洪水による洪水浸水想定区域に比べ浸水が想定される範囲が増え、相模川沿川から離れた藤沢市や大磯町まで及ぶ。このため、逃げ遅れゼロを目指した住民等の適確な避難行動に資する情報提供や実践的な訓練、避難計画、水防災教育や防災知識の普及などが必要である。
- 大規模水害を視野に入れた、洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のためのより一層の水防活動の効率化及び水防体制の強化、河川水位等の情報共有の強化が必要である。
- JR 東海道線、国道 1 号線、さがみ縦貫道など首都圏と東海地方を結ぶ鉄道・道路の主要幹線網が整備されており、また地域経済を支える企業・工場が多数立地されているため、浸水被害が発生した場合には、一刻も早い生活再建及び社会経済活動を回復を可能とするため、排水計画の作成、排水訓練の実施が必要である。

以上の課題を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目的に具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

相模川下流部における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。（別紙1 参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
想定される浸水リスクの周知	○相模川下流部（直轄区間）における想定最大規模及び計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果、家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報が住民等へ分かりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○タイムラインを基に発令基準を設定している。	
	●避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予測することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。	C
避難場所、避難経路	○自治体によっては、緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の降雨による洪水ハザードマップ等で周知している。	
	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所・避難所、避難経路に見直す必要がある。	D
	●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	E

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	○避難情報を防災行政無線、広報車、コミュニティ FM、災害情報テレホンサービス、ホームページ、TVK データ放送、登録制配信メール、フェイスブック、ツイッター等により伝達している。	
	○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。	
	○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。（京浜河川事務所ホームページから登録可能）	
	●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。	F
	●避難勧告などの情報伝達のみでは、住民に切迫感を持って伝わらず、必ずしも避難行動に結びつかないことが課題である。	G
	●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。	H
避難誘導體制	○避難誘導は、自治体、警察、水防団（消防団）等が連携し、実施している。	
	●避難誘導のための準備・訓練や連絡体制の拡充が必要となる。	I

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
河川水位等に 係る情報の 提供	○防災行政無線、メール等を用いて水防団（消防団）へ周知を図っている。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。	J
河川の巡視 区間	○出水期前に、自治体、水防団（消防団）等で重要水防箇所共同点検を実施している。また、出水時には、水防団（消防団）等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●洪水時の水防団（消防団）等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。	K
	●水防団（消防団）等による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。	L
水防資機材 の整備状況	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。	
	●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	M
市町庁舎、災 害拠点病院 等の水害時 における対 応	○自治体によっては必要な設備の上層階や屋上への設置、水防体制の確保により対応している。	
	●災害時に拠点となる公共施設等が浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。	N

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水 資 機 材 の 操 作・運用	○自治体によっては、可搬式ポンプを用いた排水を自治体、消防団、災害協定を結んだ組合が実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	●洪水時の排水施設による操作員の安全確保が課題である。	O
	●大規模洪水・集中豪雨による氾濫水を迅速に排水するための操作・運用に課題がある。	P

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
堤防等河川管 理施設の整備 状況	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。	Q
	●上下流バランスなどの観点から当面の間、堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めていく必要がある。	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 32 年度を目途に達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

相模川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた取組】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」、「危機管理型ハード対策」等に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	Q	H32 年度	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護	R	H32 年度	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービス等の導入	F, J	引き続き 実施	5市町
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	N	実施済み	3市町
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材の配備	M	引き続き 順次実施	5市町 県 関東地整
④水防団(消防団)の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTV カメラ等の設置	J	引き続き 実施	関東地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	F, G	引き続き実施	関東地整
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D	引き続き順次実施	5市町 気象庁 関東地整
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D	引き続き順次実施	5市町 気象庁 関東地整
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	H28 年度	関東地整
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	H29 年度から順次実施	5市町
⑥近隣市町と連携した広域避難計画の作成	D	引き続き順次実施	4市町 関東地整
⑦要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成	D, H, I	H29 年度から順次実施	5市町
⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討	A, D, E	H30 年度から順次実施	5市町
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B, G	H29 年度	気象庁

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 実施	5市町 気象庁 関東地整
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28 年度 から 順次実施	5市町 県 気象庁 関東地整
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	引き続き 順次実施	5市町 県 気象庁 関東地整
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	引き続き 順次実施	5市町 県 気象庁 関東地整
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	引き続き実 施	5市町 県 気象庁 関東地整

(2) 氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
①水防団(消防団)への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	I, J	引き続き 実施	5市町
②水防団(消防団)同士の連絡体制の確保	I, J	引き続き 実施	5市町
③水防団(消防団)や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	J, L	引き続き 実施	3市町 県 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	I, K, L	引き続き 実施	5市町 県 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団(消防団)の募集の促進	K	引き続き 実施	5市町

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	O, P	H29 年度 から 順次実施	5市町 県 関東地整
②排水訓練の実施	O, P	H30 年度 から 順次実施	5市町 関東地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本専門部会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	関東地整	現状・課題	
想定される浸水リスクの周知	現状						・浸水想定区域図を神奈川県ホームページで公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、神奈川県ホームページで掲載し周知している。	・相模川における想定最大規模および計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	○相模川下流部(直轄区間)における想定最大規模及び計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果、家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模降雨)を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	課題						-	洪水浸水想定区域が住民に認識されていないことへの懸念がある	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状						・国が発表する洪水予報及び水防警報を関係水防管理者へ伝達している。 ・県のホームページで雨量・水位情報を配信をしている。	河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題						-	発表・公表している防災情報や水害リスクが住民等に十分認知されていないことへの懸念がある。	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報が住民等へ分かりやすい周知方法を検討することが課題である。	B
避難勧告等の発令	現状	避難勧告等のマニュアルやタイムライン(相模川)等を判断基準とし、避難勧告等を発令する。	1. 相模川水系を含めた市内全域における風水害避難情報発令基準については、地域防災計画において、次のとおり定めている。 ①避難準備情報＝土砂災害警戒情報が発表された場合等 ②避難勧告＝避難判断水位に到達した場合等 ③避難指示＝避難判断水位に到達後、河川洪水の危険性が非常に高い場合等 2. 平成28年4月の神奈川県水防計画の改訂に伴い、今後、次のとおり発令基準を見直すことを検討中。 ①避難準備情報＝避難判断水位に到達した場合等 ②避難勧告＝氾濫危険水位に到達した場合等 ③避難指示＝氾濫危険水位に到達後、河川洪水の危険性が非常に高い場合等	●避難準備情報：①一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、②避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ⇒人的被害の発生する可能性が高まった状況 ●避難勧告：はん濫危険水位に到達した場合 ⇒人的被害の発生が明らかに高まった状況 ●避難指示 ⇒人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況、人的被害が発生した状況	水害対応マニュアルの中で発令基準を定めている。避難判断の目安とする水位を踏まえ、町の地域特性等も考慮しながら、具体的な設定(気象警報や河川の水位情報等)を定め、発令を行っている。	発令内容、判断基準の目安 ○避難準備情報 ・基準水位観測所における水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。 ○避難勧告 ・水位が氾濫危険水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。 ○避難指示 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。	国が発表する洪水予報及び水防警報を関係水防管理者へ伝達している。	河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体に通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表)	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○タイムラインを基に発令基準を設定している。	
	課題	避難勧告等のマニュアルやタイムライン(相模川)等を判断基準とし、避難勧告等を発令するが、降雨の特徴や城山ダムからの放流など様々な要因も考慮する必要がある。	1. 内水氾濫についての水位情報の入手や発令判断基準の設定が難しい。 2. 避難発令対象地域の範囲を設定することが容易ではない。	避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理したうえ、降雨や水位上昇の見込みを予想し、河川管理者からの助言を得たうえ、適切に避難勧告等の発令を行う必要がある。	避難勧告等の発令は、一定の基準を定めているが、状況により河川水位等が変化するため、避難勧告等の発令をするかの判断が難しい場合がある。	-	-	-	●避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予測することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。	C
避難場所・避難経路	現状	新たに公表された「洪水浸水想定区域図(相模川)」には避難所や避難経路(避難方向)が示されており、現行の洪水ハザードマップを確認する必要がある。	1. 避難場所については、相模川水系を含めた市内全域において、緊急的な水害避難所と避難生活を送る避難施設を分類整理した一覧表や配置図を掲載した冊子を市内全戸に配布した。その他に、ホームページやスマートフォンアプリ等においても避難場所等を周知している。 2. 避難経路については、土砂災害警戒区域と併せて市内各地域毎に説明会を実施中。	従前のハザードマップでは避難経路を示していない。 今後、指定避難所・指定緊急避難場所を指定予定である。	ハザードマップや防災マップ、水害対応マニュアル等により周知を行っている。	避難場所についてはハザードマップに記載、避難経路についてはハザードマップを参考に設定して頂くようハザードマップや広報等により、周知している。	・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、神奈川県ホームページで掲載し周知している。	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援	○自治体によっては、緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の降雨による洪水ハザードマップ等で周知している。	
	課題	県管轄の相模川・金目川水系の洪水浸水想定区域が公表されて後に、洪水ハザードマップを作成し、避難所や避難経路(避難方向)を示していく。また、ハザードマップを活用した図上訓練等を実施し、地域ごとの避難計画の作成につなげていく。	水害の発生状況によっては、避難することが危険であったり、適切ではない避難場所や避難経路が生じる場合がある。	・ハザードマップを改訂する際に、避難経路選定の考え方を示す必要がある。 ・浸水域が広く、域内の住民が立退き避難をした場合、受け入れ場所が不足している。 ・被災後に生活をする場としての避難所と生命を守るために一時的に避難する避難場所の区別を更に周知していく必要がある。	町内は避難の際に河川を渡る必要がある地域が多く、具体的な避難経路の設定が課題となっているため、地域の避難訓練実施の際に地域と連携して避難経路の確認を行っている。	洪水の浸水予測の見直しにより、避難所施設検討が必要となる。	-	-	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所・避難所、避難経路に見直す必要がある。	D
									●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	E

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	関東地整	現状・課題		
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	ツイッターやほっとメールひらつか(登録制度のメール配信サービス)、防災行政用無線、市のHP、緊急通報メール、テレフォンガイド、湘南ケーブルネットワーク、FM湘南ナバサ、TVKデータ放送、広報車など、様々な手段を用いて、災害時の緊急情報のほか、防災に関する情報を配信している。	災害緊急情報の伝達手段としては、相模川水系を含めた市内全域において、防災行政無線のデジタル化を始め、広報車、防災ラジオ、アラート、緊急通報メール、メールマガジン、ホームページ、ツイッター、Wi-Fiアクセスポイント及びスマートフォンアプリ等の多様な伝達ツールの整備を図り、情報発信の充実・強化に努めている。	風雨により、防災行政用無線が聞き取りにくい状況が考えられることから、様々な手段を積極的に活用し、市民への適切な情報伝達に努めている。なお、伝達手段は防災行政用無線のほか、地域情報配信システム、ツイッター、エリアメール、tvk、防災ラジオ等の即時性のあるものやホームページ、携帯サイト、広報車、消防車両等を想定している。	避難勧告等の情報伝達にあたっては、防災行政用無線、メール、ツイッター、HP、テレホンサービス、広報車、消防車、コミュニティFM、CATV防災情報サービス等を活用している。	・防災行政無線放送 ・メール配信 ・防災行政無線ダイヤル(防災行政無線の内容のフリーダイヤル) ・ツイッター ・ホームページ ・広報車(消防車含む)		・雨量・水位観測値が基準値を超えたときに、電子メールを配信するサービス「マルテコール」を実施(事務所HPから登録可能) ・河川情報掲示板を活用した情報提供(現在、JR川崎駅、八王子駅等4箇所に設置) ・ライブカメラによる映像配信(多摩川水系12、鶴見川水系8、相模川水系4 計24箇所)	○避難情報を防災行政無線、広報車、コミュニティFM、災害情報テレフォンサービス、ホームページ、TVKデータ放送、登録制配信メール、フェイスブック、ツイッター等により伝達している。 ○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。 ○電子メールを配信するサービス「マルテコール」を実施している。(京浜河川事務所ホームページから登録可能)		
	課題	高齢者等インターネットに接続するデバイスを所持していない方もおり、ホームページ等を確認することが難しい。 また、近年では、防音対策の住宅が増加し、大雨の中では広報車や防災行政用無線から放送される内容を聞き取るのが困難である。	防災行政無線の屋外放送は、大雨等荒天時の屋内では聞き取りにくい場合がある。また、同様の音声情報では、避難情報について、どの区域が避難発令の対象となっているのかを判別することが困難な傾向がある。	・情報の取得に課題がある方へ確実に情報伝達する方法。 ・避難情報が伝達されたとしても逼迫性が伝わらず、現実として避難行動につながっていないこと。	高齢者等は、ホームページ等の閲覧が出来ない方が多いため、防災無線での情報伝達が主となると考えるが水害時には豪雨等により音声伝達できない可能性があり、メール配信サービスへの登録や防災無線テレホンサービスの活用等を周知している。	豪雨等により音声伝達できない可能性がある。メール配信利用者件数が少ない。		-		●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。	F
										●避難勧告などの情報伝達のみでは、住民に切迫感を持って伝わらず、必ずしも避難行動に結びつかないことが課題である。	G
										●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。	H
避難誘導体制	現状	市職員や自主防災組織、警察官、消防団等が連携し、避難誘導に努める。	相模川水系を含めた市内全域において、市職員、消防局、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導を行うこととしている。	警察及び防災関係機関の協力を得て、浸水が深い地域を中心に、消防本部、消防署、消防団が合同で避難誘導を行うこととしている。	自主防災組織、消防団等が避難誘導の主体となる。	町職員、警察、消防団、自主防災組織が避難誘導を行う。			○避難誘導は、自治体、警察、水防団(消防団)等が連携し、実施している。		
	課題	洪水浸水想定が広範囲にわたるため、適切な避難誘導の明示が難しい。	1. 自主防災組織については、あらかじめ連絡体制や誘導方法等を調整しておく必要がある。 2. 水害の状況により、屋外に出て避難するよりも屋内での垂直避難の方が安全な場合がある。	洪水浸水想定が広範囲にわたるため、適切な避難誘導の明示が難しい。	河川を渡る必要がある地域が多く、避難経路の明示が難しく、地域の避難訓練実施の際には、あらかじめ自主防災組織等と避難経路等の確認をしている。	具体的な避難誘導方法について検討する必要がある。			●避難誘導のための準備・訓練や連絡体制の拡充が必要となる。	I	

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

内容		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	関東地整	現状・課題	
河川水位等に係る情報の提供	現状	平塚市のHP等にて水位を確認できるようリンクを案内している。 また、毎年実施している新規水防団研修でページを紹介し、情報収集をお願いしている。	相模川水系を含めて市内全域において、河川管理者からの河川水位の情報を市及び消防局において受信後、関係する消防局職員や消防団へ連絡し、必要に応じて該当地域の住民へ周知を図ることとなっている。	消防団へはメール等で情報提供している。また、市HPでは国、県が所管する河川の情報をリンクさせて、一括で見ることができ体制を整えている。	消防本部から水防団（消防団）へ情報提供を行っている。	水防団（消防団）へは、町消防本部から連絡をしている。 町ホームページにて、神奈川県「雨量水位情報」のページのリンクを掲載している。	国が発表する洪水予報や水防警報を関係水防管理者へ伝達している。	・直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ・直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	○防災行政無線、メール等を用いて水防団（消防団）へ周知を図っている。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	課題	水防団の高齢化が進む中で、携帯等を所持していない人もおり、情報収集が困難な場合もある。	市のホームページ等からも住民や事業者等が水位情報等を得られるよう検討する必要がある。	情報の意味を理解していただき、適した現場活動を示す必要がある。	情報提供するにあたり、現時点では出動等の命令のみで、河川の水位情報等の提供はおこなっているが、今後は消防団等でも独自に情報を入手する方法を検討する必要がある。	-	-	-	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。	J
河川の巡視区間	現状	平塚市水防団条例第3条に基づき管轄区域を定めている。水防団待機水位、氾濫注意水位に達した際には、水防団に待機及び河川巡視していただくよう連絡する。特に注意すべき河川区間を水防団が把握するために、平常時から京浜河川事務所主催の共同点検や現地確認等の研修を依頼している。	相模川水系を含めて市内全域において、河川管理者や市の職員、消防局、消防団等にて河川の巡視を実施することとなっている。	平常時に相模川（下流）は管轄消防団と共同点検し、小出川・千ノ川の重要水防区域（箇所）は写真等で分かり易く研修等において周知している。水害時は当該区域（箇所）の巡視。	消防本部、消防団等また建設部門の職員が対応している。	消防本部、消防団で対応している。	京浜河川事務所が実施する共同点検に参加し、リスクが高い区間の確認をしている。	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検を実施。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施。	○出水期前に、自治体、水防団（消防団）等で重要水防箇所との共同点検を実施している。また、出水時には、水防団（消防団）等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	課題	-	人員と安全の確保や巡視区域の設定が難しい。	巡視区域（箇所）を画像伝送メールシステムが報告を求めているが、更なる有効活用が必要。	状況により水位や危険箇所が変化するため、巡視箇所の設定が難しく、巡視に伴う消防団等の安全確保が課題となっている。	-	-	-	●洪水中の水防団（消防団）等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。	K
水防資機材の整備状況	現状	昨年度は補助金を活用して、再利用が可能な吸水性のポリマー土のうを購入した。その他、各水防倉庫にロープや懐中電灯等必要機材を配備している。	相模川水系を含めて市内全域における水害対応のため、市内数力所に、土のう15600袋、シート30枚、スコップ等を備蓄している。	市役所近傍（既設詰め＋袋のみ＝14000）、消防署各出張所に土のうを配備。	土のう及び砂、ブルーシート等の備蓄をしている。また、水防団（消防団）車庫に土のうを備蓄すると共に、過去に水害のあった地域の自治会の協力を経て、土のう及び砂を備蓄している。また、当該地域に於いて水防に特化した訓練や講演会等を行っている。	水防倉庫に水防資機材を備蓄している。	水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	事務所、出張所、河川防災ステーション、水防拠点、側帯に水防資機材を備蓄。	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○側帯等には水防用土砂を備蓄している。	
	課題	-	土のう等の運搬手段としてのトラック等車両が不足している。	消防団器具置場に土のう等必要水防資機材を配備することが望ましい。 （浸水が想定される区域内に分散して土のうを保管することが望ましい）	水防資機材について、更なる充実及び内容の検討が必要。	-	大規模な災害が発生した場合には、備蓄資機材が不足する恐れがある。	大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	M
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	病院建替えの際に、予備発電を上階に設置する等の対策を講じた。	相模川水系の浸水想定区域に防災上の拠点施設はないが、市内全域における水害を含めた災害時拠点施設として、災害対策本部が入る市役所本庁舎の再整備による防災機能の強化を進めている。また、災害拠点病院である市民病院については、境川の洪水浸水想定区域内であることから、平成28年に竣工した新東館においては、地下階を設けない等の浸水対策を講じて再整備を進めている。	平成28年1月から供用開始した新たな市役所庁舎では、災害時に防災拠点として機能し、維持していくために必要な設備は、全て庁舎7階以上に設置し、浸水被害により影響を受けにくくしている。また、当該庁舎は全面北側道路と1階は約60cmの勾配がついている。 ※災害拠点病院（茅ヶ崎市立病院）は浸水区域内に入っていない。	災害対策本部（役場本庁舎）が被災した場合、消防庁舎に災害対策本部を移すことになっている。消防庁舎は、自家発電装置を屋上に設置し、水防対策を講じている。	被害想定はなし。			○自治体によっては、防災拠点として機能・維持をおこなうために必要な設備は上層階に設置している。	
	課題	集中豪雨の際に、道路冠水が起こり、緊急車両の通行ができなかった。	市内13地区の各地区防災拠点本部である市民センター・公民館のうち、老朽化した4施設の再整備が求められている。	市庁舎から移動する際に必要な県道等が浸水することから、応急対策に支障が出ることも想定される。	今回示された最大浸水想定では、防災拠点となる役場本庁舎（災害対策本部）が新たに浸水想定区域内になったことにより、浸水対策が課題となっている。	-			●災害時に拠点となる公共施設等が浸水し、機能が低下・停止することがないようにすることが課題である。	N

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

内容		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	関東地整	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	・エンジンポンプを浸水地域に下水道整備工課の直営にて設置している。（エンジンポンプは1台所有） ・消防本部へ排水ポンプの設置を要請している。	相模川水系を含めて市内全域における水害対策として、常設の雨水用排水ポンプを市内23箇所に設置している。また、可搬型の排水ポンプを36台配備しており、水害の状況に応じて消防局職員が設置し、市の職員が操作を実施している。	浸水被害発生時には、災害時の協定を締結している組合がエンジンポンプを浸水地域に設置し、排水を行っている。	雨水幹線の樋門については、操作基準を定めて管理している。	排水施設等はなし。		・排水ポンプ車、照明車の配備。 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保。	○自治体によっては、可搬式ポンプを用いた排水を自治体、消防団、災害協定を結んだ組合が実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	課題	・排水計画の策定ができていないため、洪水が起きた場合に、ポンプの設置場所の選定ができない。また、排水資機材が不足しているため、対応が難しいと感じる。 ・堤防の整備により堤防高が上がっているが、河川の幅は変わらないため、氾濫危険水位に達する前に、内水排除ができなくなる。そのため、河川の氾濫以前に浸水の対応に追われてしまう恐れがある。	近年多発する集中豪雨に対しては、排水ポンプの能力だけでは、排水処理ができない場合が多い。	現在の取組みは大雨時の内水氾濫により浸水する地域に行く対応であるため、ポンプの設置位置が決まっている。しかし、相模川の氾濫水の排水については、排水計画等の検討をしていないため、ポンプの設置が難しい。	洪水時の樋門操作のための巡視担当者の安全確保に課題がある。	-		-	●洪水中の排水施設による操作員の安全確保が課題である。	O
									●大規模洪水・集中豪雨による氾濫水を迅速に排水するための操作・運用に課題がある。	P

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	関東地整	現状・課題	
堤防等河川管理施設の整備状況	現状							・必要な堤防の高さ及び幅が不足している堤防未整備箇所の整備を推進している。	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	課題							・堤防未整備箇所について着実に整備を進めていく必要がある。	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。	Q
									●上下流バランスなどの観点から当面の間、堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めていく必要がある。	R

〇概ね5年で実施する取組（実施済を含む）

別紙2-1

○：実施予定 ●：実施済み ー：予定無し □：該当なし・対象なし

具体的な取組の柱			主な内容	課題	目標時期	実施する機関								地域住民
	事 項	具体的取組				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	気象庁	関東地整	
■防災教育や防災知識の普及														
	①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き実施	●	●	●	●	●		●	●	活用	
	②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	参加	
	③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, B	引き続き順次実施	○	○	○	○	○	●	○	○	参加	
	④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, B	引き続き順次実施	●	○	○	○	○	●	○	○	参加	
	⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, B	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	参加	
2)ソフト対策の主な取組 (2)氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組														
	①水防団(消防団)への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	I, J	引き続き実施	●	●	●	●	●					
	②水防団(消防団)同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団(消防団)の連絡体制の確保	I, J	引き続き実施	●	●	●	●	●					
	③水防団(消防団)や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	・水防団(消防団)等や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	J, L	引き続き実施	●		●	●		●	●	●	参加	
	④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	I, K, L	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	参加	
	⑤水防活動の担い手となる水防団(消防団)の募集の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	K	引き続き実施	●	●	●	●	●				参加	
2)ソフト対策の主な取組 (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組														
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組														
	①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	O, P	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○		○		
	②排水訓練の実施	・排水訓練の実施	O, P	H30年度から順次実施	○	○	○	○	○			○		

項目	具体的取組	課題	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	気象庁 横浜地方気象台	関東地整
1)ハード対策の主な取組										
■洪水を河川内で安全に流す対策										
	○必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	Q								・必要堤防高、幅が不足する堤防未整備箇所の整備を実施していく
■危機管理型ハード対策										
	○堤防天端の保護	R								決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策として、法肩部(堤防斜面上側の角)の崩壊の進行を遅らせるための堤防天端のアスファルト等での保護を実施していく。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービス等の導入	F、J	防災行政用無線のデジタル化【平成33年度末まで】を進めている。現在、デジタル化に伴い防災ラジオの後継機種を検討している。	1. 防災行政無線固定系屋外子局のデジタル化【H24年度から】 2. レディオ湘南と連動した防災ラジオの有償市民頒布【H27年度から】 3. スマートフォンアプリ版の防災ナビの導入【H27年度から】	防災行政用無線のデジタル化を進める。【H33年度末まで】 防災行政用無線の難聴対策として導入した防災ラジオを配付している。【H25年度から】	防災行政無線(固定系)のデジタル化については、平成20年度に完了している。また、平成24年度に防災無線テレホンサービスを導入している。今後は、防災行政用無線のハンガスト更新に併せて、音達調査を行い難聴地域の解消を図る。【H25年度から】	防災行政無線の補完として防災ラジオの導入を検討する。【H27年度から】			
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	N	災害拠点病院となる市民病院では建替えの際に、新館の電気室・熱源などの設備機械を最上階に設置している。また、地下に雨水用の貯留槽を設けるなどの対応を行った。	市内における相模川水系の最大規模の洪水浸水想定区域(目久尻川周辺)に防災上の拠点施設を設置していないため対象外とする。	平成28年1月より供用開始した新庁舎では、自家発電装置等の庁舎の維持に関する設備は庁舎7階に設置している。【H27年度】	災害対策本部(役場本庁舎)が被災した場合、消防庁舎に災害対策本部を移すことになっている。消防庁舎は、自家発電装置を屋上に設置し、水防対策を講じている。	町役場の庁舎においては浸水想定区域内に該当しないため、対象外である。			
	③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材の配備	M	再利用可能な吸水性ポリマー土の購入【H27年度】。 今後も水防団員等の要望や新商品等を考慮しながら、配備を進めている。	各消防団員にライフジャケットを配備し、消防分団においては可搬型デジタル無線機を配備している。 また、今後、新技術を活用した資機材(吸水性ポリマー土のう等)の配備について研究していく。【H32年度まで】	全消防団員分のライフジャケット、全器具置場分の救命ゴムボート、防災ラジオ、可搬型デジタル無線機及びデジタルトランシーバーを配備している。【H26年度】	全消防団員にライフジャケットを配備している。また、全消防分団にデジタル簡易無線機の配備及び防災無線個別受信機の設置をしている。	全消防団員にライフジャケットを配備している。また、全分団にデジタル簡易無線機を配備している。新技術の活用については検討していく。【H32年度まで】	新技術を活用した資機材等の配備について検討していく。		・新技術を活用した資機材等の配備していく。 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充していく。
	④水防団(消防団)の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	J								継続して簡易水位計、量水標、カメラを設置していく。
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組										
■情報伝達、避難計画等に関する取組										
	①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	F、G								洪水予報等の情報発信を行っていく。 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【公開済】
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C、D	作成済みである。【H27年度】	相模川水系を含めて市内全域の風水害対策として、大規模台風を想定したタイムラインを作成し、毎年見直しを行い活用を図っていく。【H27年度から】	作成済みである。【H26年度】	作成済みである。【H28年度】	金目川水系の洪水浸水想定区域公表後、タイムラインを作成する。【H32年度まで】		気象情報に対する防災行動との関連整理について、流域自治体のタイムライン作成に適宜協力する。	作成に必要な水位情報等の提供を行う。 トップセミナーを開催する。
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C、D	河川管理者や関係機関と協議のうえ、検討していく。【H32年度まで】	毎年の出水期前に、全市域を対象とした台風対策のタイムラインに基づく実践的な風水害対策図上訓練を実施している。【H27年度から】	河川管理者や関係機関と協議のうえ、検討していく。【H32年度まで】	河川管理者や関係機関と協議のうえ、検討していく。【H32年度まで】	タイムライン作成後、検討していく。【H32年度まで】		水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	自治体が実施するロールプレイング等の水防訓練に参加する。
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A								相模川で公表済である。【H28.5】
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	相模川浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・配布を予定している。【金目川水系の洪水浸水想定区域公表後】	相模川水系を含めて市内全域の最大規模の新たな洪水ハザードマップについては、各河川や内水の浸水想定区域の見直し後に作成していく。【H32】	想定最大規模の相模川浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・配布する。【H29年度から】	相模川浸水想定区域を反映したハザードマップの作成及び配布。【H29年度から】	県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、ハザードマップを作成していく。【H32年度まで】			
	⑥近隣市町と連携した広域避難計画の作成	D	広域避難について、今後検討していく。【H32年度まで】	現状では、市内における浸水区域外の避難場所への避難を想定していることから、市外への広域避難の必要性が小さいため対象外とする。	広域避難の必要性について精査し、必要に応じて近隣市町と構成する協議会等で検討を進めていく。【H28年度から】	湘南広域都市行政協議会の中で、今後検討していく。【H29年度から】	非常災害時における避難所相互利用協定を平塚市と締結済【H15】			作成に必要な情報の提供および策定支援を行っていく。
	⑦要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成	D、H、I	要配慮者施設への啓発を実施していく。【県管轄区域の相模川浸水想定区域公表後】	今後、必要に応じて要配慮者利用施設所管部署と調整していく。【H32年度まで】	県所管区間の相模川浸水想定区域が公表された後、要配慮者利用施設所管部署と協議・調整していく。【H29年度から】	要配慮者利用施設担当部署と調整していく。【H29年度から】	要配慮者利用施設所管部署と調整していく。【H32年度まで】			
	⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まちごとハザードマップ」の検討	A、D、E	電柱や公民館施設等に海拔表示板を設置済み。民間保育園等の子育て関連施設にラミネートタイプの海拔表示板を設置している。【H27年度】 今後は想定浸水深などを標識として表示すること等について検討していく。【H32年度まで】	新たなハザードマップの作成後、必要性について研究していく。【H32年度まで】	市内400カ所の電柱に海拔表示看板を設置している。【H24年度】 ハザードマップの作成後、想定浸水深などを標識として表示すること等について必要性について検討していく。【H30年度から】	町内219カ所の公共施設(広域避難所含む)及びコンビニエンスストア等の民間施設に標高表示板を設置している。今後は、新たなハザードマップの作成後、想定浸水深などを標識として表示すること等について必要性について検討していく。【H30年度から】	電柱や公共施設に海拔表示板を設置済。 想定浸水深などの表示については、県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、検討していく。【H32年度まで】			
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B、G							気象警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供を開始する計画である。【H29年度】	

事項	具体的取組	課題	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	神奈川県	気象庁 横浜地方気象台	関東地整
	■防災教育や防災知識の普及									
	①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	災害対策課を問い合わせ窓口として対応している。	様々な災害に関する総合的な問い合わせ窓口として、防災危機管理室において対応している。【H25年度から】	防災主管課を問い合わせ窓口として対応している。	危機管理課を問い合わせ窓口として対応している。	危機管理課を問い合わせ窓口として対応している。		自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時から問い合わせに応じている。	問い合わせ窓口を設置している。
	②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	水防災意識の向上を図るために、家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対して説明会を実施していく。【H29年度】 また、浸水想定区域図の公表に伴い、洪水ハザードマップの作成及び図上訓練を実施し、避難行動等について検討する。【H30年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、必要に応じて今後、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	大規模水害を想定し、水防災意識の向上を図るため、京浜河川事務所と連携して、説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H30年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H32年度まで】	国や市の取り組みに協力する。	市町の実情により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。【H28年度から】	市町の実情により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。【H28年度から】
	③教員を対象とした講習会の実施	A, B	教員を対象とした講習会の実施について、今後、検討していく。【H32年度まで】	今後、必要に応じて学校関係所管部署と調整していく。【H32年度まで】	ハザードマップ作成後、学校担当課と調整し、実施を検討していく。【H30年度から】	教育委員会と連携し、教員を対象とした講習会の実施について検討していく。【H29年度から】	教員を対象とした講習会の実施について、今後、検討していく。【H32年度まで】	県内小中学校の教員を対象に「児童・生徒の身を守るための防災教育」「地域防災力へ還元するための防災教育」を進めるための研修を実施している	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の実情により、講習会等を積極的に行っていく。
	④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	平塚市の洪水について小学校で講話を実施した。【H27年度】	今後、必要に応じて学校関係所管部署と調整していく。【H32年度まで】	ハザードマップ作成後、学校担当課と調整し、実施を検討していく。【H30年度から】	本年度は、中学生を対象に防災研修会を実施した。また、野球協会(学童部)と連携し、小中学生を対象とした防災研修会を実施した。【H28年度から】	小学生を対象とした防災教育の実施について、今後、検討していく。【H32年度まで】	県内の小学校4年生を対象に、災害時の伝言方法や自助度チェックシートが掲載された「かながわキッズぼうさいカード」を配布している。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市町の実情により、水防災教育への協力を積極的に行っていく。【平成29年度から】
	⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	平塚市の洪水について小学校で講話を実施した。【H27年度】	相模川水系を含めた市内全域において、土砂災害と併せた風水害に関する地域毎の説明会を実施していく。【H27年度から】	市民まなび講座において風水害についての講座を設けているほか、消防・防災フェスティバル、広報紙等をとおして、水防災に関して理解を図る。【平成28年度から】	水防災をテーマに、27年度は地域講演会を実施。本年度についても地域で研修会を実施した。今後、講習会や研修会を実施していく。【H27年度から】	外部講師による講演会等を実施している。	国や市の取り組みに協力する。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	要請により、出前講座等を積極的に行っていく。
2)ソフト対策の主な取組 (2)氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組										
	■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組									
	①水防団(消防団)への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	I, J	風水害時のために水防団の連絡網を作成している。毎年確認し、最新版に更新をしている。	水防団は消防団が兼務しており、日頃の訓練や火災現場において連絡体制の確認を行っている。【H28(既実施済)】	定期的な無線試験を行い、常に情報伝達ができる体制を整えている。また、メール配信サービスを行っている。	消防団の訓練時等に情報伝達体制の確認を行っている。	水防団は消防団が兼務しており、日頃から伝達訓練を実施している。			
	②水防団(消防団)同士の連絡体制の確保	I, J	平塚市水防団条例第3条に基づき、各分団を設置し、連絡網を作成。水防団同士が連絡を取れる体制を確保している。	車載型の無線機により連絡体制を確保している。【H28(既実施済)】	可搬型デジタル無線機、デジタルランシーバーを使用し、消防団員同士の連絡体制を確保している。	消防本部を介して、デジタル無線機等により消防分団同士の連絡体制を確保している。	デジタル簡易無線機を使用している。			
	③水防団(消防団)や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	J, L	京浜河川事務所主催による共同点検に地域住民や水防団と共に参加している。【H27年度から】		京浜河川事務所主催による共同点検に地域住民や水防団と共に参加している。【H27年度から】	京浜河川事務所主催による共同点検に地域住民や水防団と共に参加している。【H27年度から】		京浜河川事務所が実施する共同点検に参加している。【H27年度から】	京浜河川事務所が実施し、流域自治体に参加する共同点検に同行している。【H28年度から】	重要水防箇所等の共同点検を実施している。【H27年度から】
	④関係機関が連携した水防訓練の実施	I, K, L	各水防分団は巡視ルートの確認等、現地研修会を実施しており、そこに市の職員も参加している。	相模川水系を含めた市内全域の風水害対策として、毎年出水期前に、防災関係機関と連携した水防訓練を実施している。【H28(既実施済)】	水防資機材を活用した実働訓練、水防に関する研修会を実施している。【H27、28年度】 水防訓練の実施について検討していく。【H29年度から】	地域自治会、水防団(消防団)と水害に特化した訓練を実施している。	他機関実施の訓練に参加している。	水防管理団体を対象とした水防講習会を開催している。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。【H28年度から】	水防管理団体が行う訓練に参加している。
	⑤水防活動の担い手となる水防団(消防団)の募集の促進	K	水防分団長を通じて、水防団員の退出をしている。その中で、地域での訓練やイベント等の際に、水防活動のPRをし、募集している。	必要に応じて広報誌やホームページ等で募集している。【H28(既実施済)】	市主催のイベント等で消防団PR活動を実施している。さらに、平成28年度は消防庁が推進する若者、女性入団促進キャンペーン等を活用している。	町HPIによる水防団(消防団)員の募集をはじめ、イベント時等で団員募集や消防団協力事業所の認定などを行い担い手の確保に努めている。	消防団の募集を実施している。			
2)ソフト対策の主な取組 (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組										
	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組									
	①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	O, P	排水計画(案)について、今後検討していく。【H32年度まで】	相模川水系を含めた市内全域の水害対策として、準用河川や内水の氾濫に対する排水等の計画について、今後、必要に応じて土木関係部署と調整していく。【H32年度まで】	排水計画(案)について、京浜河川事務所と連携し、検討していく。【平成32年度まで】	大規模水害時における排水計画(案)を京浜河川事務所と連携し作成する。【H30年度から】	県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、検討していく。【H32年度まで】	連絡体制等について検討していく。		自治体と連携し、大規模水害時における排水計画(案)を作成していく。【H29年度から】
	②排水訓練の実施	O, P	計画作成後、訓練の実施を検討していく。【H32年度まで】	対策や計画等の作成後、訓練の実施を検討していく。【H32年度まで】	訓練の実施を検討していく。【平成32年度まで】	京浜河川事務所と連携し、大規模水害を想定した排水訓練の実施を検討していく。【H30年度から】	県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、訓練の実施を検討していく。【H32年度まで】			大規模水害を想定した排水訓練の実施を検討していく。【H30年度から】